

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住者の権利キャンペーン 2020 企画）

& 在日韓国 YMCA 主催



連続セミナー「諸外国の移民政策を学ぶ」

第 9 回～第 12 回 国境を越える移住者編

第二次安倍内閣の発足を機に、「成長戦略」の名のもとに「外国人材の活用」が進められ、受入れ拡大に向けた政策が遂行されています。一方で、「外国人材の活用は移民政策ではない」として、受入れ後の外国人の処遇については、基本法や差別禁止法の制定もなく、いまだ担当省庁ありません。地域における「多文化共生」が叫ばれつつも、国レベルの統合政策（多文化共生政策）は不在のままです。

そこで、諸外国の政策を学ぶことで、日本の外国人／移民政策の問題点を“再発見”し、今後の外国人／移民政策のあり方を考える必要があるのではないかという問題意識から、2016年10月より、連続セミナー「諸外国の移民政策を学ぶ」を開催しています。第Ⅰ期（第1回～第5回）ではヨーロッパの移民政策を、第Ⅱ期（第6回～第8回）ではテーマ別にアジアの移民政策を学んできました。

そして、第Ⅲ期（第9回～第12回）では、国境を越える移住者と彼／彼女らの母国（送出国）に着目して、移民政策を学んでいきたいと思えます。

第12回は、ネパールを取り上げます。第一次世界大戦の頃からイギリスに兵士を送り出してきたネパールでは、近年、女性や子どもも含めた移住が加速化しています。レストランの料理人やその家族、また留学生として来日した8万人の在日ネパール人は、どのような暮らしをしているのでしょうか。彼ら／彼女らは、日本以外にどんな国を目指しているのでしょうか。ネパール人から見た日本の位置づけを知ることは、日本の移民政策を考えるうえで、とても重要ではないでしょうか。多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

第 12 回 国境を越えるネパール人

日 時 2019年1月12日（土） 17:00～19:00

会 場 在日韓国 YMCA 302 教室

（お茶の水または水道橋下車徒歩5分）裏面に地図掲載

資料代 1,000円（移住連会員および学生500円）

講 師 上智大学総合グローバル学部教授 田中 雅子さん

在日本韓国 YMCA アジア青少年センター

ASIA YOUTH CENTER

住所：101-0064 東京都千代田区猿楽町（さるがくちょう）2-5-5
2-5-5 Sarugaku-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0064, Japan

JR 水道橋駅徒歩 6 分、御茶ノ水駅徒歩 9 分、地下鉄神保町駅徒歩 7 分

JR Suidobashi sta. 6min, Ochanomizu sta. 9min, Subway Jimbocho sta 7min

TEL : 03-3233-0611 FAX : 03-3233-0633

